令和５年３月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和５年３月９日（木）　13時30分より

場　所　　松野町役場２階　第１・第２会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：12名　　欠席：１名

３．農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	欠席
	3	蕨　生	金谷　純一	出席
	4	富　岡	加賀田幸二	出席
	5	吉　野	太田　善英	出席
	6	―	山崎　　匡	出席
	7	豊岡前	毛利　彰男	出席
	8	松　丸	山口　賢三	出席
	9	目　黒	河野　和平	出席
	10	豊岡後	森口　　泰	出席
	11	延野々	石田　芳久	出席
	12	奥野川	滝口　博臣	出席
	13	―	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎　幸紀	出席
	松田　荘一	欠席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	欠席
	橋田　忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　恒夫	出席

農業委員会事務局
　農業委員会事務局長　　小西　　亨
　農業委員会事務局次長　　中平　大介
　農業委員会事務局主事　　岡本　　渉

４．議長選出他
　議長　　村田　和宏
　会議録署名委員　　滝口　博臣
　　松比良八重子
　会議書記　　岡本　　渉

５．閉会の日時
　令和５年３月９日（木）　　14時30分

６．議事日程
　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
　議案第３号　農用地利用集積計画（案）の承認について
　議案第４号　農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

７．会議の概要

小西事務局長	令和４年度の最後の総会になりました。早いもので早３月になりました。ちょうど明日から３月議会の本会議、改選後の議会は３日に始まったんですが、明日からがいよいよ本番の議会も開会されます。町から提案した議案、来年度の当初予算と業務計画の審議もありまして、令和５年度の事業を計画するのには重要な議会ということになります。そういう前段ではありますけれども、今日は前にもお伝えしましたように、農地法とか基盤法が変わることに伴って、早速来月の４月１日から運用が始まる部分もありますので、今日は総会の後に自主研修ということで、そういう内容についてもみなさんにご理解いただくためにちょっと時間をとらせていただきますので、通常より少し時

間がかかるかもれませんが、ご協力のほどよろしくお願いします。

それではただ今から始めたいと思います。開会に当たりまして村田会長の方から挨拶をお願い致します。

村田会長　みなさんこんにちは。忙しいところお集まりありがとうございました。先だっての町議選においてこの委員から山崎委員が当選されました。誠におめでとうございます。またこれから農業委員会についてでも、いろいろと力を注いでいただきたいと思います。

もうそろそろ田んぼの方もかなり忙しくなる時期に来ました。もう梅も咲いて桃ももうそろそろ咲くんじゃなかろか思いますが、いろんな形でそれぞれ忙しいと思いますけど、いろいろと特産の梅、桃、稲作ということで頑張っていただきたいと思います。

その後に農業経営基盤強化促進法等の改正についてということもありますし、ちょっと普段よりか時間が掛かると思いますけど、みなさん今日はよろしくお願い致します。

それでは早速進めていきたいと思います。議事録署名委員なんですけど、12番滝口委員さん、13番松比良委員さん両名にお願いを致します。

４番の報告事項なんですけど、何かありましたら。

岡本主事　※事務局より１点事務連絡。

村田会長　他無いですか。

無いようでしたら早速議事のほうに入りたいと思います。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とし、10番の説明を延野々の委員さんの方で説明をお願いします。

石田委員　　４ページをご覧下さい。農地法第３条の規定による許可申請について、番号10、申請地延野々、地番〇〇〇番、地目畑、面積489㎡、契約内容は所有権移転でございます。図のページ番号６ページ。申請者、譲受人、北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、譲渡人、北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇さん。譲受人の営農状況等の詳細でございます。農地の利用状況、農地面積3,052㎡、田がゼロで、畑が3,052㎡でございます。作付け予定作物、桃、柚子、野菜。所有大農機具は耕運機。農作業に従事する者は本人でございます。周辺地域との関係については、土地取得後は引き続き畑として利用する、農薬の使用については地域の防除方針に従う、でございます。

農地法第３条第２項第１号から７号まで該当致しません。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

村田会長　　説明が終わりましたが、何か意見ないでしょうか。

無いようでしたら申請のとおり決定でよろしいでしょうか。

（会場）　　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　　ありがとうございます。

続きまして11番の案件なんですけど、この案件は委員さん本人に係る案件となります。農業委員会法第31条において、『農業委員会の委員は自己または同居の親族、配偶者に関する事項についてはその議事に参与することが出来ない』となっておりますので、〇〇委員さんには一時退席をお願い致します。

※〇〇委員退席。

村田会長　それでは蕨生の委員さんの説明をお願い致します。

金谷委員　資料５ページをお開き下さい。農地法第３条の規定による許可申請についてご説明を致します。受付番号は11番、申請地大字蕨生〇〇〇番、地目畑でございます。面積は87㎡、所有権移転の申請です。図は７ページをご参照下さい。申請者、譲受人、松野町大字蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳。譲渡人、松野町大字蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳。譲受人の営農状況等の詳細でありますが、農地の利用状況、農地面積が19,328㎡、うち田んぼが15,035㎡、畑が4,293㎡です。作付け予定作物は水稲、野菜、柚子。所有大型農機具はトラクター、田植機、コンバイン。農作業に従事する者は本人でございます。周辺地域との関係については、引き続き畑として利用する、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うとのことです。

農地法第３条第２項第１号から７号までの各要件には全て該当しないことを確認しましたのでご報告致します。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明が終わりましたけど、質問等ありませんでしょうか。

（会場）　※会場より「ありません。」の声あり

村田会長　無い言うことで申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　　ありがとうございました。それでは〇〇委員の退席を解きたいと思います。

※ 〇〇委員着席。

村田会長　　続きまして議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題と致します。この案件も委員さん本人に関わる案件になりますので、〇〇委員には一時退席を求めます。

※ 〇〇委員退席。

村田会長　　事務局からの説明をお願いします。

岡本主事　　資料９ページをご覧下さい。農地法第５条第１項の規定による許可申請についてでございます。申請地大字延野々〇〇〇番、地目畑、面積が243㎡、現在の利用状況は畑、転用後の用途につきましては事業用倉庫となっております。図は11ページをご覧下さい。申請者です。今回は使用貸借、無償での貸借という申請内容になっております。借受人が北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地、株式会社〇〇〇代表取締役〇〇〇さん、貸渡人が北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇さんです。転用の事由と致しましては、借受人は延野々地区の農家に農薬の販売や農業用機械の貸し出しを行っているが、在庫を保管するための倉庫が不足しているため、申請地を借り受け事業用の倉庫を建築したいということです。貸渡人は借受人の要望により貸し渡したいということでございます。転用申請農地等の詳細でございますが、

当該農地は10ha以上の集団的農地内にあり、第１種農地に該当致しますが、第１種農地の転用不許可の例外事項である集落接続に該当を致します。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明がありましたけど、今までこういうあれが少なかったんですけど。

ご意見ないようでしたら、申請のとおりでよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　それでは〇〇委員の退席を解きたいと思います。

※ 〇〇委員着席。

村田委員　続いて次の案件を事務局で説明をお願い致します。

岡本主事　続いて資料10ページをご覧下さい。申請地大字蕨生〇〇〇番、地目は田、面積が521㎡、現在の利用状況は田んぼです。転用後の用途につきましては自己住宅でございます。図は12ページをご覧下さい。申請者です。こちらも使用貸借、無償での貸し借りの契約となっております。借受人が北宇和郡松野町大字蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、貸渡人が住所同じく〇〇〇さんです。転用の事由と致しましては、借受人は現在両親の家で家族と共に暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、将来のことを考え両親の家に隣接する申請地を借り受け、自己住宅を建築したいということでございます。貸渡人は借

受人の要請により無償で貸し渡したいということでございます。転用申請農地等の詳細ですが、当該農地はJR真土駅から300メートル以内に位置していることから、原則転用許可をすることができる第３種農地に該当致します。また本件は令和４年11月定例の総会におきまして、農業振興地域からの除外案件として審議をし、承認済みの案件でもございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明が終わりましたけど何か質問はありませんでしょうか。

無いようですのでこれも申請のとおり決定でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございます。続きまして議案第３号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題として事務局のほうで説明をお願い致します。

岡本主事　資料14ページをご覧下さい。農用地利用集計計画案の承認について、利用権設定の申請でございます。番号78番、貸人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、地目田で面積が２筆合計で1,871㎡でございます。賃貸借で５年間の契約です図は23ページをご覧下さい。こちら新規の案件です。

続いて番号79番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目全て田で、面積が７筆

合計で7,974㎡です。賃貸借で５年間の契約となっております。図は24ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

続いて資料15ページです。番号80番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、地目田、面積が1,134㎡です。賃貸借で10年間の契約となっております。図は25ページをご覧下さい。こちらは継続の案件です。

続いて番号81番、貸人、東京都杉並区和田〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目田で面積が４筆合計で6,975㎡です。賃貸借で５年間の契約となっております。図は26ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

続いて資料16ページです、番号82番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目全て田で面積が４筆合計で3,179㎡です。賃貸借で10ヶ月間の契約となっております。図は27ページをご覧下さい。こちらが新規の案件です。

以降、借受人など重複しますとこありますので一部読み上げを省略させていただきます。

番号83番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々の〇〇〇番他２筆で面積は３筆合計で2,754㎡です。図は28ページです。

続いて84番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々〇〇〇番他３筆で面積が合計4,115㎡です。図は29ページです。

続いて資料17ページです。番号85番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々の〇〇〇番他２筆で面積は合計

で2,957㎡です。図は30ページをご覧下さい。

続いて番号86番、貸人、松山市余戸南○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が延野々○○○番他３筆で面積が合計で3,582㎡です。図は31ページをご覧下さい。

番号87番、貸人、延野々○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が延野々○○○番他２筆で面積合計で4,001㎡です。図は32ページです。

続いて資料18ページです。番号88番、貸人、延野々○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が延野々○○○番他３筆で面積合計でこちらも4,001㎡です。図は33ページです。

続いて番号89番、貸人、松山市森松町○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が延野々○○○番他１筆、面積が合計で2,247㎡です。図は34ページです。

続いて番号90番、貸人、大洲市徳の森○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が延野々○○○番、地目は田、面積が952㎡です。図は35ページです。

番号91番、貸人、宇和島市柿原○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が延野々○○○番、地目田、面積が1,002㎡です。図は36ページです。

続いて番号92番、貸人、延野々○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が延野々○○○番、地目田、面積が1,001㎡です。図は37ページです。

続いて資料19ページです。番号93番、貸人、延野々○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が延野々の○○○番他３筆で面積は合計で3,989㎡です。図は38ページをご覧下さい。

番号94番、貸人、吉野○○○番地○○○さん。利用権設定する土地

が吉野〇〇〇番他１筆で面積合計4,135㎡です。図は39ページをご覧下さい。

続いて番号95番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番他２筆で面積が合計で2,058㎡です。図は40ページです。

続いて番号96番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番、面積は448㎡、こちらは使用貸借でございます。図は41ページです。

続いて20ページです。番号97番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番、面積が2,081㎡です。図は42ページです。

続いて番号98番、貸人、鬼北町大字内深田〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番、面積が2,221㎡です。図は43ページです。

番号99番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番他１筆で面積合計で1,661㎡です。図は44ページです。

続いて番号100番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番他１筆で面積が4,164㎡です。図は45ページです。

続いて番号101番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番、面積が1,393㎡です。図は46ページです。

続いて資料21ページです。番号102番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が〇〇〇番他１筆で面積合計で3,751㎡です。図は47ページです。

続いて番号103番、貸人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番他１筆で面積合計で3,545㎡です。図は48ペー

ジです。

　続いて番号104番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番他３筆で面積合計で3,313㎡です。図は49ページです。

　続いて資料22ページです。番号105番、貸人、松山市北井門〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番と〇〇〇番の２筆です。２筆の面積が合計で3,640㎡となっております。図は50ページとなっております。

　〇〇〇さんの申請につきましては、個別の地図を見てもぱっとわからないかと思いまして、カラー刷りの両面で地図を焼いている資料、こちらのほうでご確認していただいたらと思います。延野々の〇〇〇から〇〇〇までの間で34筆33,780㎡合計で借りられて、吉野の〇〇〇のほうでは23筆面積が35,410㎡借りられるというふうになっております。申請は10ヶ月、今年の作だけということになります。本人さんと話をしておる中では、現状の米の値段とか肥料代燃料代の高騰の中では来年以降はやるのは難しいので、来年は今のところ計画は無いということでお話は伺っておりますが、今年については農林公社のアグリスを主にやっとる〇〇〇さんとか〇〇〇さん二人と協力をして水稲をやるということでお話を伺っております。

　説明は以上です、ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　　説明が終わりましたけど。いまちょっと雑談的に言われてますけど、極端にこういうふうに借られるんですけど。普通の人から考えたらようやるかなと。農機具等も有るか無いか分からんのですけど、１年限りということなんですが、返すいう時に全部おこして返すいう時にお金もかかるし、これで本当にやっていけるかどうか心配なんです

けど、何か意見ありましたら。いろんな意見が出ると思うんですけど。

石田委員　　自分でやりよるのはやりよるの。

村田会長　　少し目黒の方で親戚の場所の悪いとこを作っとる。２年ほど。

石田委員　　40何歳やけん若いわえね。

村田会長　　ハウスの施設も持ってキュウリを作りよる。両親もおそらく手伝っていう。ようやるかなという心配はあるんですけど。

金谷委員　　今まで延野々は誰かがつくっとったんですか。

岡本主事　　それぞれ今まで大きく当たられとった方が、去年体調を崩されたりとか、そういう事情で引いた所を、ほとんど丸々〇〇〇さんが一旦引き継ぐというふうな形の申請になっております。それぞれの方が管理されとったとこになります。

水利は大事な話ですし、延野々にしても梁瀬にしても水利組合のほうとの話もあるんで、基本的には水稲で考えてるみたいです。

石田委員　　こういう申請されとるんだから、今年一年はやってもらうと思います。心配なのはそれ以降、一番そこが心配なんですよ、実際は。

やってもらう人がおらんのやったら、多分。

岡本主事　　来年以降の作についても、今年一年〇〇〇さん本人の経営のこともありますし、〇〇〇さんだけにという話でもないですし、本人以外に

も地元の農業者の方とかそういった所との相談、話というのはこれから一年間やっていくようになると思います。

一部は他の方に引き継ぐ段取りにしています。

村田会長　結局農林公社と一緒にいうことになると、農林公社は個人的に〇〇〇さんだけにいうやり方もどうかなと、広い範囲で農林公社に頼みたい仕事があったら、おかしな事にならへんかと思たり。あまり公社、公社いうて公社に頼って貸し借りをしよるとよくない。自分とこでやりながら出来ん時には公社にも頼む、公社と一緒にはおかしいような。

松比良委員　大型機械とかはあるんでしょうか。

岡本主事　本人は持たれてないです、機械作業は公社に。

松比良委員　それであうと思いますか。受託料も上がったことやし。

岡本主事　本人もその事言われとりまして、去年の作が終わった後にもうようやらんいう話になった時に、梁瀬については去年の早い段階から引き継ぐような予定ではおられてたようなんですけど、延野々の方は急ではあったんですけど。最初の段階では米の値段はともかく肥料代とか燃料代の話はそこまで無かったんで、割合やる気でおられたんですけど、ここ最近の価格の跳ね上がり具合を見よって…。やると言ったからにはやるということです。経営的に割に合わんのは本人も分かってはおるんですけど。

小西事務局長

いろいろとご意見を出していただよりますし、心配ごというか規模が大きいし、経営状況を皆さん見られとる中で、本当にこの受託が正当なものなのかというところに、若干ギリギリというか心配があるので今みたいな意見が出ると思うんですが、正直うちもこの案件をみたときに、なにも無しにここに挙げてきて、通常の貸し借りの案件と同じに扱った訳では無いんですが、本人が申請してきたものを書類的な不備とかそういうものが無い限りは、事務局としては受付しない訳にはいかないので、あえて今日挙げております。事務局から先入観を持つような説明を先にすると、通したい意向なのか、通したく無い意向なのか、案件の審議を誘導するような話になってもいかんので、あえて投げてみた所ですが、今みたいな状況は私たちも心配しとるので、十分皆さんが悩まれるのは当然だと思います。

中には本人がやる言うたのにそれをいけんとは言えれんことないか、最後はそういう決断をしないといけないのかなと思いますが、現実厳しいだろうと思います。方法としては許可はするけど、いろいろと条件は付けておくというのも有りなのかもしれない。1年しか借りないなら、返すときに次の人が継続して使える今の状況を保持したうえで地主に返して、次の人が同じ状態で継続していけるように最低しなさいよ、とか。借りるいう意思表示をしたのであれば、耕作しない農地を作るなとか、いろいろな条件があると思うんですが、そういう事を付してないと中には耕作せずにほったらかす農地がまぎれると感じます。許可した責任も出てくることも農業委員会としてある、荒らしてしもたらなんで許可したんぞということは問われると思います。地主さんが個別やと貸すとこ貸さないとこ出てくると思います。農業の状況も厳しくなってきているのと、本人さん大型の機械持たない中で、農業を始めてそれの延長で少しづつ農地を増やしとったてい

うのを、いきなり増えすぎると思う。農林公社も町が出資した会社で農家の下支えをするという大きな目的があるので、交付金を使ってる現実がありますから、一人の人の農作業をメインでサポートするために全力で向かうのは公社としても当然言えない。全員と同じスタンスで作業していかないといけないと、特に田植え、稲刈りの時期は集中しますし、稲刈りは天候との勝負なのでこれだけ大きいのを全部うずんでくれと言うと非常に厳しいと思います。その辺を同処理してこの案件に対応するかいうことでお知恵をお借りしたいと思います。

　そうはいうても数少ない若い担い手の一人ではあるので、やる気をそぐような条件ばっかりを付けてしますと、辞めたという話になってもいかんので、その辺の許可の仕方が難しいところかもしれませんが、最低のことをしとかんと、みんなが困るけん農業をやることと、契約が切れる時の農地をしっかり保全しとけというぐらいは付けとっていいかもしれませんが、経営のことについては個人の農業状況なので、農地を管理する、耕作をしっかりするという観点から意見をどう処理するかまとめていただいたらと思います。

村田会長　一応借りてやる、今以上に荒れんようにいう事と。

　今荒れたとこはあるんかな。

岡本主事　今は無いです、この部分に関しては。

村田会長　現状のままで１年作るというような形で、返すときには次の人がすぐに作れる状態で返すというような形、自分が作るんやったら作れるし。

山崎委員　当然今年３月からで苗は頼んどるでしょうし。もう一つ懸念するのは、作られとった方が手を引かれてということで、今の段階になって許可出来ないとなっても逆に耕作放棄地を増やすという状況を作るので、許可をせざるを得ないと言うのは明らかだと思うんですよ。条件付き言うてもなかなか面積も大量にあるけん、荒らすよりかましという形でしっかり作ってもらうしか委員会としてないですよね。

石田委員　ある程度の条件は付けるのが妥当じゃないか思います。

村田会長　条件をいう事なんですけど、荒さんように作ってくれ言うしか無いわえな。最後返すときには次の人が作れる状態で返すいうやり方でよろしいでしょうか。

山崎委員　隣接者に迷惑をかけないというのを入れてもらえると。

毛利委員　今年の場合はやってもらわんと。

村田会長　気になるのは、そこそこの水利の関係でその地区ごとにいろんなやり方があると思うんやけど、そういうのも地元と話し合うた状態でやってもらうように。

石田委員　延野々の場合は今現在〇〇〇さんなんぼか当たられて作られておるんで、延野々の水利要件は大丈夫だろうと思います。

村田会長　地区ごとに考えてもろて耕作してもらいたいと思います。
全部の意見で許可でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　事務局から今日の話のまとめを〇〇〇さんに連絡してもらって、荒さんようにいうことでお願いを致します。

次に議案第４号に入ります。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を議題とし、事務局で説明をお願いします。

岡本主事　資料の52ページをご覧下さい。農業委員会のほうで「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というものを作成しております。何かと言いますと、遊休農地の解消であったり、担い手の方への農地の集積であったり、去年の５月に目標設定させてもらったんですが、目標設定の大本となる指針、あるいは計画のようなものでございます。それ自体は平成28年12月に最初のものを作成しておりましたが、令和５年の３月がその元の指針の目標時期になっておりますので、今回見直しという事で上程させてもらっております。基本的には横線が消す部分で赤字が追加部分になってます。文言は法律の話がメインなので、この辺は後ほどお目通しいただいたらと思いますが、52ページの四段落目に『なお、この指針は改正基盤法第５条第１項に規定する愛媛県の農業経営基盤の強化促進に関する基本方針及び改正基盤法第６条第１項に規定する松野町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものである』というふうな内容になってます。委員会の改選期ごとに見直しを行うふうになっておりますので、県の基本方針であるとか町の基本構想とか大本の計画があるんですけど、令和５年度年度当初に見直しをされる予定でございます。見直しの中見に

よりましては中見が変わる可能性があるので、改めて見直しを図らせもらう可能性がありますので、ご了承いただければと思います。

では、見直し部分を説明させていただきます。

※ 内容について説明。

何か質問ありましたらよろしくお願いします。

村田会長　何か質問ありませんでしょうか。

このような現状から３年後、10年後といったようなことで示されとるんですけど、それに基づいてやっていくということでよろしいでしょうか。

岡本主事　委員さんの改選期ごとに見直しにとなってます。目標の達成状況今まで順調だったため、見直しを掛けていませんでした。国の大本の法律が大きく動いていく情勢になっていますので、少なくとも改選期ごとに見直しになると思います。

小西事務局長　下方修正の見直しもできる。文言はいじれても数字は難しいのでは。

岡本主事　一番は担い手への集積目標で、令和６年の３月のタイミングで集積目標を県の数字に合わせなさいと言われておりました。うちの規模からしたら平成28年からコツコツやって７年経って、今年目標達成出来たという状況で、コツコツやっていく目標を立てれればいいんですけど、そういう訳にいかなくなったという情勢としてはあります。

村田会長	結局、燃料代や肥料代・農薬代を考えると達成するのはしんどいかもしれない。
小西事務局長	実際新規に入ってくる認定農業者や新規就農者が増えないと、今の人にこれ以上うたつけて集積率上げるいうても限界と思っています。簡単な数字ではないですし、集積できる場所とそうじゃない場所があるので、今から積み増しするのは厳しいことが正直あります。
岡本主事	参考までに、集積に上げる方は認定農業者と認定新規就農者の方30経営体に限定されています。それ以外に地域の担い手の方たくさんおられると思います。人・農地プランでお名前を挙げてもらった方を地域ごとにまとめているのですが、その方たちの集積面積の合計がだいたい45パーセントの集積率になります。地域の担い手の方が松野町の半分くらいはやってもらっている状況ではあります。単に数字を上げるならその方に認定農業者になっていただくのが手っ取り早くはあります。
太田委員	面積が狭いとこは集積もやりづらいし、区画整理してやるなら集積もしやすい。ともかくなかなか難しい。
岡本主事	これから10年で基盤整備事業なりで引き続き考えていく必要がある。
石田委員	集積に関してはいろいろな問題があると思う。貸し借りの前に地元の委員さんに相談してみるのはどうでしょうか。

岡本主事	分かりました。
村田会長	最適化の推進に関する指針は案になっとるんですが、今後ここに書かれとるような計画で進めていってよろしいでしょうか。
（会場）	※会場より「はい」の声あり。
村田会長	という事でこれから目標達成に向けて事務局とみなさんに力を貸していただきたいと思います。ありがとうございました。 これで議事のほうは終わりたいと思います。その他で「別段面積の廃止」という事で説明をお願い致します。
岡本主事	資料の58ページ一番最後のところご覧下さい。半ば報告になってしまうのですが、この後詳しく説明しますが農地法の下限面積の要件が４月から廃止されます。松野町の方で別段の面積という法律では５反だけど松野町では３反にしますよというのを公告をしておりました。それを法律の改正に伴って廃止しますという公告を出さしていただく予定ですので、半ば報告という形でご説明させていただいたらと思います。別段面積については以上です。
村田会長	これはまた後の会で説明も一緒にあると思います。以上で委員会のほうを終わりたいと思います。ありがとうございました。